

◎人間の尊厳を守るために

不退転の闘いを構築しよう

◎差別糾弾闘争を基軸にし

部落の完全解放を勝ち取ろう

けい

きよう

発行 部落解放愛する会茨城県連合会

〒304-0001 茨城県下妻市平方318番地

TEL 0296-30-0700 FAX 30-0701

ai-jinken@themis.ocn.ne.jp

頒布 200 円 (送料込み)

部落解放愛する会茨城県連合会茨城版

第210号 (毎月1回15日発行)

公益財団法人・人権教育啓発推進センターを糾弾する Ⅱ 社会的身分(地位)に対する差別接遇は許されない第一弾Ⅱ

去る二〇二二年八月一日に、啓発冊子「人権アラカルト」の中に書かれている文言(差別されてはならない)の表現は、以前文言を訂正したことを踏まえ、金子書記長が、(公財)人権教育啓発推進センターに確認するために電話をしました。そこで電話口に出た総務課長に対して、(差別されてはならない)と言う表現は、間違っているのではないかと尋ねたところ、小笠原氏は、問題ないと明言しどうして間違っているのか、とも発言しているのです。そこで金子書記長が、数年前に「差別されてはならない」の文言を訂正した三つ折りのパンフレットの件を話したところ、私は国語の先生ではないので分からないと聞き直り無言でいるのです。これでは話にならないと考え、文書で理事長に質問書を提出するので、文書で答えるようにお願いしました。すると小笠原氏は分かりました。文書で質問してください。それに対して文書で回答しますとの

ことであつたので、現在文書で公開質問書を提出している訳ですが、現実には、一度だけ中身の薄い訳の分からない回答書を送ってきただけで、その後一切回答はありません。回答がないので、金子書記長が電話をしたところ、今度は総務部長の山本氏が電話に出たので、回答書が一度届いただけであり、その後の質問に対する回答はどうなっているのかと尋ねたところ、(最初に文書で回答したことがすべてであるから、それ以外の公開質問書に対しての回答はしない)とのこと。こんな暴挙が許されるはずがありません。部落解放愛する会は、この一連の問題が解決するまで公開質問書を提出し続けます。そして皆さんには、どちらが正しいのかを判断していただきたいと考えています。(公財)人権教育啓発推進センターから送られてきた回答書を見ると、正に、同和教育以前に行われていた、融和教

育の思想に類似していると言えます。本当に恐ろしいことです。融和教育のすべてが否定されるものではありませんが、ひとつの大きな間違いは差別される側に差別される原因がある。だから、(差別されないように服装や態度を改めることを求め、部落外の人に対して、差別されている人への同情と融和の気持ちをもつことを求めている)として批判され、その後同和教育が取り組まれるようになった歴史がありますが、今回の、(公財)人権教育啓発推進センターからの回答は、正に融和教育主義的考え方であるといわなければなりません。

差別をすることに正当な理由などある訳もなく、まして、差別される側に、差別される理由など存在する訳などありえないのです。「差別されてはならない」と言う表現は、差別される側に、その原因があつて差別される側が悪いといっているように読み取れてならないのです。

幾つかの行政や教育関係の方々にも聞いてみましたが、やはり同じように感じるといっていました。

また、「人権啓発冊子の発行に当たり万全を期するため、法人内部における複数回の原稿確認に加え、外部の校閲機関によるチェックも受けており、「差別されてはならない」という表現については、問題ないものと認識している。」とのことですが、何万人がチェックしようが、何万回読もうが、間違いは間違いであって、数の問題ではない。数が多ければそれで良しとすること事態大きな間違いであると断言します。このとんでもない文言の間違いに気づかない、法人内部の人たちさらに、外部の校

閲機関の人たち、一人一人に確認したいものです。是非、その人物たちを教えてください。教えることが無理ならば、(公財)人権教育啓発推進センターのあなた方が、これに関わった一人一人に確認してみれば良いことでしょう。間違った日本語の

使い方を国民に教育啓発することは、それ自体が許されない行為であることが分からないのでしょうか。

※世界人権宣言

第二条 すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的もしくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

※日本国憲法

第一四条 すべての国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において差別されない。

世界人権宣言にも、日本国憲法にも、「差別されてはならない」と言う表現は、どこにも出てきません。にもかかわらず、どうして、わざわざ、「差別されてはならない」という表現にしたのでしょうか。じっくり、その理由を聞いてみたいものです。(公財)人権教育啓発推

進センターでは、問題ないと断言してしまったので、今さら取り消すこともできないことから、のりくくりかわそうとして、まともに受け止める訳にはいかないのでしょうか。しかし糾すまで闘いは続きます。

また、「差別されてはならない」に関して、部落解放愛する会以外からは、指摘されていないといっている。だが、指摘されなければ間違っているとも正しいとなってしまうと言っているに等しいです。何らの指摘も受けていないと言うことは、読む人がきちんと読んでいない。あるいは、読むことさえしていないと言わなければなりません。現実には、行政の担当者の数人に確認したところ、確かにこの表現は間違いであると答えており、気づかなかつたのかと尋ねたところ、良く読んでいなかった。また、国の関係機関が発行しているものであるから、間違いないものとして思い込んでしまっていたと発言しているのです。このような事情を知

ろうともしないで、誰からも指摘されないから正しい。指摘した部落解放愛する会が間違っていると判断することに、腸が煮えくり返る思いです。正にマジョリティー(多数)が正しく、マイノリティー(少数)が間違っていると主張する、差別する側の論理に他ならないと断言します。

部落差別はもちろん、差別される側は、いつもマイノリティーであるのです。この現実から、少数者の意見を葬り去ってきた歴史を反省しなければなりません。現在はインターネットの社会が世の中を支配するのごとく、差別(人権侵害)が垂れ流しの状態であり命をも落とす悲劇が惹起しているのです。

差別(人権侵害)を完全に解消するための第一歩は、差別問題がどうして惹起するのか背景を正しく知ることです。そして間違いに對しては、それは違うということをハッキリ言える人間性を構築することなのです。部落解放愛する会以外に指摘され

ていないと言っていますが、茨城県
の金澤人権施策推進室長も、前原人
権教育室長も、この表現は問題があ
ると指摘しているではありません
か。その他にも幾つかの行政の担当
者が指摘していますよ。いい加減な
ことを言われては困りますね。本当
のことを言ってくださいな！ここで

問題なのは、金澤室長と前原室長に
指摘されたことに対しては、（検討
しますと答え、次の日に電話で、検
討した結果一月に作成するものから
文言を改正します。ご迷惑をおかけ
しました）と小笠原氏が回答してき
たことです。それに比べ、部落
解放愛する会の金子書記長に対して
は、未だに明確に回答することなく
放りっぱなしです。文書で質問して
ください。文書で回答しますからと
言っておきながら音沙汰なしです。
また、この件について電話ではお
話ししませんと言って、電話に出た
鈴木氏が一方的に電話を切ってしま
ったのです。「何とも偉い人たち、

上から目線も甚だしい人たち、間違
いを決して認めない人たち、きちん
と向き合うことのできない人たち、
人権侵害を平気でする人たちの集合
体であると糾弾します。

茨城県の行政及び教育関係の室長
にはへりくだり、部落解放運動団体
の一人に対しては、上から目線の
横暴な振る舞いで相手にしない。正
に、社会的身分（地位）に対する差別
であると断言します。部落解放愛す
る会では、これから行政及び教育関
係の担当者の皆さんに対して、どう
して指摘しないのかについてアンケ
ートを取らせていただきますので、
ご協力とご理解をお願いします。（公
財）人権教育啓発推進センターは、皆
さんから指摘がないから正しいと公
言しています。だから、部落解放愛
する会は間違っていると断言してい
るのです。是非皆さんの意見をお聞
かせ願います。
さて、回答の最後のところに、「差
別されてはならない」という表現は誤

解を招く表現であるため、リーフレ
ット「人権について知りましょう」の
表現に合わせて変更することに決定
しました。とありますが、一体何を
言いたいのでしょうか。全く分かり
ません。支離滅裂であり整合性など
どこ吹く風ですよ！はじめの段では、
多くの人たちが確認して校閲したか
ら問題ないと断定していながら、最
後には、誤解を招く表現であるとし
てます。問題がなければ文言を変更
することなどあり得ません。まさか、
誤解を招く表現であるということの
意味は、誤解する側に問題があると
でもいいたいのでしょうか。この人
たちの考えを理解することは難し
ぎます。また、総務部長（女性）の山
本氏に金子書記長が電話で話をして
いるときに、あなたはセクハラをさ
れてはならないという表現を使いま
すかと質問したところ、個人的な意見
を申し上げることはできませんと返
答してきたのです。ある機関が主義
主張を訴える場合に、機関としての

決定された考え方であれば、個人的な
意見はできないということがあっても
当然であると考えますが、日本語の使
い方に対して、個人的な意見を述べる
こともできない機関など一刻も早く解
体すべきです。この人たちは、会議の
時にどうしているのでしょうか。誰も
無言でただ座っているのでしょうか。
全くおかしいことです。個人の意見を
述べ合ってこそ、正しい方向へと導か
れていくのではないのでしょうか。自
分の意見を述べることのできない機関
においてパワハラ、セクハラなど、人
権教育啓発することはできません。
このような人たちから言わせれば、
人権教育とは、相手と真摯に向き合う
必要はない。相手に対して、こちらか
らの意見を述べ、そのことに対しては、
説明することもしなければ責任を持つ
こともない。答えたくなければ、相手
を無視することである。
人権啓発とは、どんなに間違った文
言でも、問題のある文言でも、自分た
ちの非を認めることはなしに、貫き通

すこと。そして訂正する場合には、それを読む側が誤解するので、読む側に理解する能力がないとして冊子を配布すること。

極めつけは、相手の社会的身分(地位)によって接遇の仕方を変えること。こんな高貴な人たちに人権教育啓発を述べる資格はない。

Ⅱ公開質問書と回答を掲載します。Ⅱ

部解愛発015号

2022年 8月3日

公益財団法人

人権教育啓発センター ※推進が抜けました。

理事長 坂元茂樹 様

書記長 金子利夫

公開質問書

猛暑厳しい折、また、新型コロナウイルスが爆発的に感染者を増加させている今日、人権を尊重する社会づくりに向けて、毎日大変苦勞のことと存じます。

さて、2022年8月1日10時30分頃、総務課長である小笠原氏との、電話でのやりとりの時のことでありますが、「人権アラカルト」の1ページの1、人権の大切さのところにある文言に関して、「差別

されてはならない」という表現は、日本語として間違っているのではないかと指摘したのですが、小笠原氏は、問題ないと断言しました。その後、問答を繰り返しているうちに、挙げ句の果てには、国語の先生ではないのでわからないとまで発言しております。このことから、私どもとしては、今後、人権問題、同和問題(部落差別)に関する研修会の折に、「差別されてはならない」という表現を多用するつもりですが、公共機関の理事長としては、どのように考えるのか、2022年8月17日までに、文書で明確にお答えください。

参考：三つ折りのパンフレット(人権について知りましょう)の真ん中にある文言ですが、以前は、「差別されてはならない」とありましたが、私が、2年位前になりましたが、貴会に電話をして、電話に出た職員の方に文言について指摘したところ、その問題性に気づき、その後「差別されてはならない」の文言は削除されています。☆8月1日午後1時30分より、八千代町教育委員会主催により、小中学校の先生方を対象とした人権教育研修会の折りに、私が講師を務めた訳ですが、そ

の時に参加者約40名の先生方に、「差別されてはならない」の文言の使い方が問題ないと考えますか、と尋ねたところ、誰一人として問題ないと答えた人はいませんでした。(問題があるということです。)

また、茨城県の人権施策推進室長、人権教育室長、八千代町長、八千代町教育長も、この表現は変だと言っています。

以上のことから、私どもとしては、非常に困惑しておりますので、次ページの質問にお答えください。

(質問事項)

①三つ折りのパンフレット「人権について知りましょう」の中心部に、オレンジ色で書かれていた「差別されてはならない」の文言を、なぜ削除して作り直したのでしょうか。

②「差別されてはならない」とは、差別される側に問題があるように思いますが、このことに関して、どうして国語の先生でなければわからないほど難しい文言を使っているのでしょうか。

③国語の先生に「差別されてはならない」の表現の仕方について、正しいかどうかを確認した上で、明確な回答をお願いします。

④本当に問題ないのであれば、私自身講師として講演を行っておりますので、(公)人権教育啓発推進センターに確認済みとして、今後多用することになりますが、何か問題はありますか。以上

令和4年8月15日

公益財団法人人権教育啓発推進センター

理事長 坂本 茂樹

「公開質問書」について(回答)

2022年8月3日付、部解愛発015号において貴団体から申し入れのあった標記について、別紙のとおり回答します。

本回答について疑義のある場合は、文書にてご連絡願います。

①(回答) 2017年、リーフレット「人権について知りましょう」の増刷の際、上記の表現について変更したことは事実であります、そこに至る詳しい経緯については、調査したものの不明です。

②③④(回答) 当法人では、人権啓発冊子の発行に当たり万全を期すため、法人内部内における複数回の原稿確認に加え、外部の校閲機関によるチェックも受けており、当該の「差別されてはならない」という表現については問題ないものと認識しております。また、当該の人権啓発冊子・続く